

議案第 3 号

千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

平成 22 年 6 月 1 日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

平成 22 年 3 月 23 日をもって印旛郡印旛村及び同郡本埜村が廃止され、その区域が印西市に編入されたことに伴い、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及びその規約の一部を改正する規約の制定について、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を求めるものである。

千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約

千葉県市町村総合事務組合規約（昭和30年千葉県告示第496号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「酒々井町 印旛村 本埜村 栄町」を「酒々井町 栄町」に改める。

別表第2 共同処理する団体の欄中「酒々井町 印旛村 本埜村 栄町」を「酒々井町 栄町」に改める。

附 則

この規約は、千葉県知事の許可のあった日から施行する。